

社労士オフィス.KAN

## KAN 通信

VOL80

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN

社会保険労務士 武用 貫汰

〒573-0013

大阪府枚方市星丘 1-26-14

電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291

e-mail: kanroumu3.lcocoa@ares.eonet.ne.jp

## 令和7年年金改正のゆくえ ～社会保障審議会年金部会 における議論の整理

### ◆5年に一度の年金財政検証

令和6年は、5年に一度の年金財政検証を行う年で、同年12月25日に社会保障審議会年金部会における報告書が公表されました。令和7年の年金制度改正は、主に下記課題への対応を大きな柱に議論されてきました。

- ・平均寿命・健康寿命の延伸や家族構成・ライフスタイルの多様化、女性・高齢者の就業拡大、今後見込まれる最低賃金の上昇・持続的な賃上げという社会経済の変化に対応する観点から取り組むべき課題
- ・年金制度が有する所得保障機能の強化の観点から取り組むべき課題

### ◆令和7年年金制度改正の具体的内容（目次）

- 1 被用者保険の適用拡大
- 2 いわゆる「年収の壁」と第3号被保険者制度
  - ① いわゆる「106万円の壁」への制度的対応
  - ② 第3号被保険者制度

- 3 在職老齢年金制度の見直し
- 4 標準報酬月額上限の見直し
- 5 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了
- 6 高齢期より前の遺族厚生年金の見直し等
  - ① 20代から50代の子のない配偶者の遺族厚生年金
  - ② 20代から50代の子のある配偶者の遺族厚生年金
  - ③ 遺族基礎年金（国民年金）
- 7 年金制度における子に係る加算等
- 8 その他の制度改正事項
- 9 今後検討すべき残された課題
  - ① 基礎年金の拠出期間の延長（45年化）
  - ② 障害年金

国民年金の基礎年金制度が導入されてから40年、社会や経済の状況が大きく変化してきていることに伴い、今回の改正は、被用者保険の適用拡大や在職老齢年金制度の見直しといった従来からの検討項目に加え、遺族年金や基礎年金マクロ調整の早期終了など、大きな見直し

となっています。

今通常国会で審議され改正内容は固まりますが、これまでの年金制度改革の経緯なども押さえておくとよいでしょう。

【厚生労働省 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の整理」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001364986.pdf>

### 外国人の雇用実態に関する初の調査結果から

#### ◆外国人雇用実態調査とは

厚生労働省は、「令和5年外国人雇用実態調査」の結果を公表しました。この調査は、外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況および当該事業所の外国人労働者の状況、入職経路、前職に関する事項等について明らかにすることを目的として、初めて実施されました。

同調査は、雇用保険被保険者5人以上かつ外国人労働者を1人以上雇用している全国の事業所および当該事業所に雇用されている外国人常用労働者が対象で、抽出された9,450

事業所のうち有効回答を得た 3,534 事業所および 1 万 1,629 人について集計しています。調査結果のポイントは以下の通りです。

#### ◆事業所に対する調査

外国人労働者数（雇用保険被保険者数 5 人以上事業所）は約 160 万人で、在留資格別にみると、「専門的・技術的分野」が 35.6%、「身分に基づくもの」が 30.9%、「技能実習」が 22.8% となっています。

一般労働者が毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む）は 26 万 7,700 円で、1 か月の総時間（所定内実労働時間）は 155.8 時間、超過実労働時間は 19.8 時間となっています。

外国人労働者を雇用する理由は、「労働力不足の解消・緩和のため」が 64.8% と最も高く、次いで「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して」が 56.8%、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため」が 18.5%、「日本人にはない知識、技術の活用を期待して」が 16.5% となっています。

#### ◆労働者に対する調査

外国人労働者の国籍・地域をみると、ベトナムが 29.8% と最も多く、次いで中国（香港、マカオ含む）が 15.9%、フィリピンが 10.0% となっています。就労上のトラブルや困ったことについては、「なし」が 82.5%、「あり」が 14.4% と回答しています。「あり」と回答した人の内容（複数回答）をみると、「紹介会社（送出し機関

含む）の費用が高かった」が 19.6%、「トラブルや困ったことの相談先がわからなかった」が 16.0%、「事前の説明以上に高い日本語能力が求められた」が 13.6%、「その他」が 34.5% となっています。

今後、外国人の雇用を検討する際の参考としてください。

【厚生労働省「令和 5 年外国人雇用実態調査の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001359139.pdf>

### 2 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

#### 1 日

- 贈与税の申告受付開始< 3 月 15 日まで> [税務署]

#### 10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出< 前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

#### 17 日

- 所得税の確定申告受付開始< 3 月 15 日まで> [税務署]
- ※なお、還付申告については 2 月 14 日以前でも受付可能。

#### 28 日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告

書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
  - 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）< 雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
  - 固定資産税・都市計画税の納付< 第 4 期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

### ～当事務所より一言～

寒い 2 月になりましたが、体調崩されてませんか？

私は今年はケガ無く、病気無く過ごしたいと思いを付けてます。

先日、健康診断も行ってきました。身長は縮む一方で Max から 3cm くらい小さくなってしまいました。血圧は最近高めでしたが、114/78 でお医者さんに「素晴らしい」と褒められました。

そんな、日々ですが SNS で中学の時にとても仲の良かった友人と 40 年+α ぶりに繋がり DM で話すことができ、彼も喜んでくれて私も嬉しかったです

生きてればいいこともあるから皆様も健康に気を付けて元気でいて下さい。

